

○介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
施行規則

平成三十年三月三十日規則第二十号

改正

令和 三年 三月二二日規則第二一号

令和 六年 三月二八日規則第一二号

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年広島県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(構造設備の基準)

第三条 条例第六条第一項第八号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずること。
- 二 放射線に関する構造設備については、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「基準省令」という。）第六条第一項第四号に規定する放射線に関する構造設備の基準を満たすこと。

(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等)

第四条 条例第七条（条例第四十一条において準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、入所申込者若しくは入居申込者（以下この条において「入所申込者等」という。）又はその家族の希望に基づき、電子情報処理組織（介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者等又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であって次に掲げる方法により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げる方法

イ 電磁的記録を介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者等又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて入所申込者等又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者等又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法

2 入所申込者等又はその家族が第四項の承諾をし、又は当該承諾をしない旨の申出をした場合には、前項第一号ロに掲げる方法による提供をしようとする介護医療院の開設者は、その旨を介護医療院の利用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 第一項に掲げる方法は、入所申込者等又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 介護医療院の開設者は、第一項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、入所申込者等又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供についての文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に規定する方法のうち介護医療院が使用する方法

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の承諾を得た介護医療院の開設者は、当該承諾を得た後であっても、当該入所申込者等又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者等又はその家族に対し、条例第七条の重要事項を文書を交付する方法により明示しなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第五条 介護医療院の開設者は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院の開設者は、要介護認定の更新の申請が必要な入所者については、更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(サービス提供の記録)

第六条 介護医療院の開設者は、入所者の入所に際しては入所の年月日並びに入所している施設が介護医療院である旨及び当該施設の名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記録しなければならない。

2 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第七条 介護医療院の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、当該利用料に係る介護医療院サービスの内容、利用料の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付しなければならない。

(栄養管理)

第七条の二 介護医療院の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔(くう)衛生の管理)

第七条の三 介護医療院の開設者は、入所者の口腔(くう)の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(食事)

第八条 介護医療院の開設者は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 介護医療院の開設者は、入所者の自立の支援に配慮し、入所者ができるだけ離床して食堂で食事をとることができるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第九条 介護医療院の開設者は、常に入所者の心身の状態、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第十条 介護医療院の開設者は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院の開設者は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第十一条 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なく介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合

(管理者の従事できる職務)

第十二条 条例第十九条（条例第四十一条において準用する場合を含む。）の規則で定める介護医療院の管理者が従事することができる職務は、次に掲げる職務とする。

一 当該介護医療院と同一敷地内にある他の事業所又は施設等の職務

二 サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この号において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設であって、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。）をいう。）の職務

三 サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいい、サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この号において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）の職務

(業務の委託)

第十三条 介護医療院の管理者は、基準省令第三十三条第三項各号に掲げる業務を委託する場合には、同項の定めるところにより行わなければならない。

(重要事項の掲示)

第十四条 介護医療院の開設者は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 介護医療院の開設者は、重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 介護医療院の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（地域との連携等）

第十五条 介護医療院の開設者は、その運営に当たっては、地域住民と連携し、及び協力するなど、地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院の開設者は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（会計の区分）

第十六条 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第十七条 介護医療院の開設者は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院の開設者は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から二年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 条例第十一条第四項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

三 条例第十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第二十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 条例第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

六 第六条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

七 第十一条の規定による市町村への通知に係る記録

（管理者の責務）

第十八条 介護医療院の管理者は、第三条から前条までに規定する事項に従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(ユニット型介護医療院の設備構造の基準)

第十九条 条例第三十四条第四項第八号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずること。
- 二 放射線に関する構造設備については、基準省令第四十五条第四項第四号に規定する放射線に関する構造設備の基準を満たすこと。

(ユニット型介護医療院の食事)

第二十条 ユニット型介護医療院の開設者は、栄養並びに入居者の心身の状況及びし好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(ユニット型介護医療院におけるその他のサービスの提供)

第二十一条 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者のし好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院の開設者は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(ユニット型介護医療院に関する準用)

第二十二条 第五条から第七条の三まで、第九条、第十一条及び第十四条から第十八条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第十七条第二項第三号中「第十三条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、第十八条中「第三条から前条まで」とあるのは「第四条、第十二条及び次条から第二十二條まで」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第二十三条 介護医療院の開設者及びその従業者は、作成、保存その他条例及びこの規則において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（条例第十条第一項（条例第四十一条において準用する場合を含む。）及び第六条第一項（第二十二条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 介護医療院の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二二日規則第二一号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。（後略）
（栄養管理に係る経過措置）
- 3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設規則」という。）第九条の二、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護老人保健施設規則」という。）第六条の二、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護療養型医療施設規則」という。）第七条の二及び第八条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護医療院規則」という。）第七条の二（新介護医療院規則第二十二條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔(くう)衛生の管理に係る経過措置)

- 4 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設規則第九条の三、新介護老人保健施設規則第六条の三、新指定介護療養型医療施設規則第七条の三及び新介護医療院規則第七条の三（新介護医療院規則第二十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

附 則（令和六年三月二八日規則第一二号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。（後略）

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。）第十四条第三項（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準規則」という。）第十三条第三項の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第十七条第三項（新指定居宅サービス等基準規則第二十二条の二、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十七条、第三十八条、第四十二条、第四十五条、第五十二条（新指定居宅サービス等基準規則第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十六条の二、第五十八条、第六十二条（新指定居宅サービス等基準規則第六十六条において準用する場合を含む。）、第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定居宅サービス等基準規則第八十二条第三項（新指定居宅サービス等基準規則第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同

項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第二十条第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第四十二条、第四十六条（新指定介護予防サービス等基準規則第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十五条の二、第五十七条、第五十九条（新指定介護予防サービス等基準規則第六十三条において準用する場合を含む。）、第七十二条及び第七十七条において準用する場合を含む。）の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定介護予防サービス等基準規則第八十二条第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第九条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護医療院基準規則」という。）第十四条第三項（新介護医療院基準規則第二十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第十条の規定による改正後の社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。）第十四条第三項（新軽費老人ホーム基準規則第十九条、附則第五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームの設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。